

# ゴルフ場利用税

## 納める人

ゴルフ場を利用した人

## 納める額

1人1日につき……………300円～1,200円(税率)

ゴルフ場ごとに、利用料金や規模に応じて決定されます。

### ● 次の方が利用する場合は、非課税となります。

- ・年齢18歳未満又は70歳以上の人
- ・身体等に障害がある人(知的・精神障害、戦傷病者等を含みます。)
- ・国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手(公式練習、県予選会を含みます。)
- ・学校の授業又は課外活動として利用する学生、生徒及び引率の教員
- ・オリンピック等の国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手(公式練習を含みます。)

### ● 栃木県では、次の方が利用する場合は、税率が2分の1に軽減されます。

- ・年齢65歳以上70歳未満の人
- ・(公財)日本ゴルフ協会等県が定める団体が主催する競技会に出場する選手(公式練習を含みます。)
- ・早朝・薄暮の利用者(承認を受けているゴルフ場で、9ホールまでの利用に限られます。)

(注) 非課税、税率の軽減(早朝・薄暮を除く。)とも、ゴルフ場に申請の上、必要事項について運転免許証・マイナンバーカード・身体障害者手帳・学生証等により証明する必要があります。

## 申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月15日までに前月分をまとめて申告し、納めることになっています。

インターネットでカンタン申告「eLTAX」

詳しくは、[eLTAX ホームページ](#)をご覧ください。

※令和5(2023)年10月16日利用開始

## その他

収入額の70%がゴルフ場所在の市町村に交付されます。